

やまぐちマッチングイベント事業企画運営業務に係るプロポーザル実施要領

1 対象となる業務

やまぐちマッチングイベント事業企画運営業務
(内容は別添仕様書のとおり)

2 予算限度額

- ・仕様書に記載の地域ごとの予算限度額は以下のとおりとする。
- ・全ての地域に応募することも可能とする。

地 域	予算限度額 (消費税及び地方消費税を含む)
西部地域	金 1,600,000 円
中部地域	金 2,400,000 円
東部地域	金 2,400,000 円

3 質疑応答

企画提案書の作成・提出にあたり、質問がある場合は下記のとおりとする。

(1) 提出方法

- ・持参、郵送又は電子メールにより提出すること。
- ・持参の場合の受付時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出先

項番 10 のとおり

(3) 提出期限

令和 6 年 4 月 10 日 (水) 午後 5 時まで

(4) 提出書類

任意様式とし、質問事項のほか、質問者の会社名、担当者名、電話番号、メールアドレスを記入すること。

(5) 回答

令和 6 年 4 月 17 日 (水) 午後 5 時まで

※個別の質問の場合を除き、県こども政策課ウェブサイトに掲載する。

4 応募資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は

指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の
の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の
委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資
格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく
資格審査において、業務の委託の大分類「07 企画・制作」、小分類「05 イベント等の
企画」及び「06 イベント等の運営」について、特A、A又はBランクの等級に格付け
されている者であること。
- (4) 本店を山口県内に有していること。
- (5) この手続の開始の日から企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても山口
県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を
受けていないこと。

5 参加表明書の提出

応募者は、以下により参加表明書を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(2) 提出先

項番10のとおり

(3) 提出期限

令和6年4月24日（水）午後5時まで

(4) 提出書類

- ・所定の様式により、応募する地域名等を記載の上、提出すること。
- ・応募する地域が複数ある場合は、複数の地域名を記載すること。

6 企画提案書等の提出

応募者は、以下により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出方法

- ・持参し、又は郵送すること。
- ・持参による提出の場合、土・日・祝日を除く、平日の午前9時から午後5時とする。
- ・郵送による提出の場合、提出期限までに必着するように配慮すること。
- ・企画提案書等を提出する場合は、必ず項番5の参加表明書を提出すること。

(2) 提出先

項番10のとおり

(3) 提出期限

令和6年5月8日（水）午後5時まで

(4) 提出書類

ア 企画提案書

- ・任意の様式により、A4版で作成し、7部提出すること。
- ・応募する地域が複数ある場合は、地域ごとに7部提出すること。
- ・表紙・目次を除いて10ページ以内とすること。
- ・一部A3版で作成する場合は、A3版1ページをA4版2ページとして換算すること。
- ・製本やホチキス留めはせず、ダブルクリップ等で留めること。
- ・企画提案書への記載順序は、おおむね以下(5)アからカの順とすること。

イ 参考見積書

- ・任意の様式により、A4版で作成し、7部提出すること。
- ・応募する地域が複数ある場合は、地域ごとに7部提出すること。
- ・算出根基が分かるよう作成すること。
- ・見積書には税抜・税込を明記し、税込の見積総額が項番2に記載した金額を超えないこと。

ウ 会社概要

- ・応募者の所在地、資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要がわかるものを、7部提出すること。(パンフレット等既存のものを想定)
- ・応募する地域が複数ある場合は、地域ごとに7部提出すること。
※評価の対象とはしないため、企画提案書のページ数制限には含めないこと。

(5) 企画提案書の作成項目

ア 表紙

- ・「やまぐちマッチングイベント事業企画運営業務委託企画提案書」と記すこと。
- ・応募する地域名を明記すること。
- ・企業名を明記すること。

イ 提案概要

- ・企画の概要、業務実施における基本的な考え方を記載すること。

ウ 業務の内容

- ・仕様書で示した「目標」等に対し、的確に対応した企画を提案すること。

エ 実施管理体制

オ 実施スケジュール

カ 業務実績

7 審査

(1) 審査方法

- ・審査は企画提案書の内容を基に、審査基準に従い、別途設置する審査委員会において行う。
- ・審査は、地域ごとに実施する。
- ・審査委員は、審査基準に従い書類審査と採点を行い、各審査委員の採点の合計点が最も高かったものを最優秀提案者として決定する。
- ・なお、見積書に記載される見積金額が予算限度額の範囲内である場合に審査への参加及び契約を可能とする。見積金額が予算限度額を超える場合、審査は行わない。
- ・企画提案書の提出者が1者の場合であっても審査は行うものとする。

(2) 審査基準

ア 基本的な事項 (20点)

- ・業務の趣旨、目的を正しく理解した内容となっているか。(10点)
- ・目的の達成に向けた実施計画が提案されているか。(10点)

イ 企画内容に関する事項 (50点)

○マッチングイベント (30点)

- ・婚活スキルの向上及び仕様書に記した目的達成が見込まれる効果的なセミナーとなっているか。(10点)
- ・参加者が十分に交流を図ることができ、仕様書に記した目的達成が見込まれる交流会となっているか。(20点)

○広報活動 (20点)

- ・効果的な広報手段となっており、多くの応募者が期待できるか。

ウ 業務遂行能力に関する事項 (25点)

- ・本業務全体を適切に進行管理し、多岐にわたる業務を円滑に実施できる体制となっているか。(10点)
- ・個人情報適切に管理できる体制となっているか。(5点)
- ・具体的かつ無理のないスケジュールとなっているか。(5点)
- ・本事業を的確に遂行するに相当する事業実績、必要な知見、ノウハウを有しているか。(5点)

エ 見積に関する事項 (5点)

- ・所要経費の算定根拠が明確に示され、適切な内容となっているか。

(3) 審査結果

- ・審査の結果は、審査終了後に企画提案書を提出した者全員に通知する。
- ・審査結果の通知は、令和6年5月下旬頃とする。

8 契約の締結

- ・やまぐち結婚応援センター運営委員会は、最優秀提案者と業務履行に必要な具体的な協議を行うものとする。
- ・協議が整った場合は、最優秀提案者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約により委託契約を締結する。
- ・なお、協議が不調なときは、評価値が2番目に高かった者を新たに候補者とし、改めて協議を行う。

9 その他

(1) 企画提案書の作成費用

- ・作成に要するすべての費用は参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しない。提出後の差し替え、変更、訂正は認めない。

(3) 失格行為

- ・提案者に以下の行為があった場合は失格とし、審査対象から除外する。
- ・企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 業務内容の修正等

- ・採択された企画提案の内容を基本とするが、予算の範囲内で、協議により追加、修正、削除することがある。

(5) 資格審査の申請

- ・この手続の開始後に、項番4(3)に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和6年4月23日(火)午後5時までに、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

10 書類提出先及び問い合わせ先

やまぐち結婚応援センター運営委員会事務局 担当 東

所在地 〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県子ども政策課内

電話 083-933-2754

FAX 083-933-2759

電子メール a13300@pref.yamaguchi.lg.jp